## 審査基準

平成30年3月1日作成

法	令	名:道路交通法施行規則

根 拠 条 項:第1条の5第2項

処 分 の 概 要:原動機を用いる身体障害者用の車の確認

原権者(委任先):警察署長

法 令 の 定 め:

審 査 基 準:警察署長の確認が行われることとなる具体例は、

- ・ 身体の障害により下肢が曲がらないため、それを支える器具を車に取り付ける 必要が生じ、結果として長さの基準を超えてしまった場合
- ・ けい椎に障害があり、頭部を支えるための枕を車に取り付ける必要が生じ、結果として高さの基準を超えてしまった場合
- 一方の下肢は身体の障害により動かすことはできないが、他方の下肢は動かすことができる。その下肢を退化させないために、長さの基準を超える足漕ぎ式人力併用型の車を使用する場合

などである。

標準処理期間:2日

申 請 先:住所地を管轄する警察署の交通課

問 合 せ 先:住所地を管轄する警察署の交通課

備 考: